

## 日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業事業者等の生産性向上や労働者の所得向上等を図るため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「国助成金」という。）等の支給の決定を受けた事業者に対し、予算の範囲内において日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、日田市補助金等交付規則（平成9年日田規則第36号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 国助成金等 次に掲げる助成金等であって、生産性向上や業務の効率化などを目的とするものをいう。
  - ア 国が交付する業務改善助成金
  - イ 国が交付する小規模事業者持続化補助金
  - ウ 大分県が交付する大分県物価高騰対応業務改善奨励金
  - エ 前3号に掲げるもののほか、市長が認める国又は県の助成金等

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 日田市内に主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 令和7年4月1日から令和9年1月31日までの間に、国助成金等の交付決定を受けていること。
- (3) 従業員（事業主と生計を一にする親族以外の労働者をいう。）を雇用していること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は支給対象外とする。
- (5) 市税の滞納がないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、国助成金等の交付申請書類に記載された補助対象事業費のうち、当該国助成金等の額を除いた自己負担額とする。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、助成対象経費の2分の1に相当する額以内とし、国助成金等を超えない額で、上限額を50万円とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする中小企業者等(以下「申請事業者」という。)は、日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 国助成金等の交付決定通知書の写し
- (2) 国助成金等の交付申請書及び補助対象事業費の内訳等が確認できる書類
- (3) 市税等の滞納のない証明書
- (4) 申請者が個人事業主である場合は、次に掲げる書類
  - ア 個人事業主であることが確認できる書類
  - イ 従業員を雇用していることが確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、当該申請事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 前条の規定による交付申請書の提出時に、当該助成金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかなきときは、これを支給申請額から減額して申請すること。当該助成金の支給決定後に消費税等の申告により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部

分の金額。)を日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第3号)により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還すること。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が申請の取下げをしようとする場合は、日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金交付申請取下書(様式第4号。以下「取下書」という。)により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、国助成金等に係る事業が完了したときは、速やかに日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国助成金等の額の確定通知書の写し
- (2) 国助成金等の実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金の額の確定通知書(様式第6号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、助成金の請求をするときは、市長の定める期日までに日田市中小企業等賃上げ環境整備支援助成金交付請求書(様式第7号。以下「交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときには助成金を交付するものとする。

(支給決定の取消)

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国助成金等の交付決定の取消や返還命令があったとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受け又は受けようとしたとき。
- (3) 第2条又は第3条の要件を満たさないことが判明したとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金支給決定事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第14条 助成金の支給を受けた事業者は、助成金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を整理し、助成金の支給を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。